

北海道消費生活条例及び第2次北海道消費生活基本計画について

平成30年2月21日

北海道消費生活条例の見直しについて

項目	内 容	前 回
理 由	▶ 北海道消費生活条例附則において、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、検討を加えらるゝとされているもの。	平成26年10月改正
論 点	▶ 関係法の改正や運用 ・ 消費者契約法（28年6月） ・ 特定商取引法（28年6月） ・ 食品表示法の基準の一部改定（29年9月） ▶ 最近の消費者問題の動向	特定商取引法改正 （押買い関係）
スケジュール （予定）	▶ 平成30年10月；消費生活審議会諮問 （部会設置） ▶ 平成31年3月；消費生活審議会答申 ▶ 5月；パブリックコメント ▶ 9月；条例案議会提案； ▶ 10月；改正条例公布・施行	25年10月諮問以降 同様スケジュール

第2次北海道消費生活基本計画の見直しについて

項目	内 容	備 考
計 画 期 間	▶ 平成26年度から30年度までの概ね5年間 （平成27年3月策定）	第1次（4年間） 22年度から25年度 （23年3月策定）
改 定 趣 旨 （第2次）	▶ 関係法令の制定・改正や消費者を取り巻く環境の変化 ▶ 消費者教育の推進や、深刻化する高齢者等の消費者被害の防止	
第3次計画 検討事項	■ 策定期間 ・ 条例改正後 ■ 策定期間 ・ 現行期間のあり方を含め検討 ■ 内容等 ・ 条例改正の趣旨を踏まえた施策 ・ 現下の消費者問題への対応 ・ 新たな行政需要に対する取組など	
スケジュール （予定）	▶ 平成31年3月；消費生活審議会諮問 （部会設置） ▶ 10月；消費生活審議会答申 ▶ 11月；パブリックコメント ▶ 平成32年3月；第3次計画決定	